3．代表者の氏名　林　　知之（旧代表者　林　輝太郎）
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第962号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年６月18日
関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　マゲラン・ファイナンシャル・プランニング株式会社
2．住所　東京都港区東麻布３－７－３東麻布久永ビル５階（旧住所東京都港区麻布十番２－10－３）
3．代表者の氏名　代表取締役　アリソン・スザーン・ポケット
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1066号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年６月18日
関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社ライズアセットマネジメント
2．住所　東京都中央区新富１―17―１宮倉ビル５Ｆ
3．代表者の氏名　代表取締役　松村　博吉
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1132号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年６月18日
関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　エクセルバンコアセットマネジメント株式会社
2．住所　東京都荒川区西日暮里５―27―４―203
3．代表者の氏名　代表取締役　鈴木　賢造
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1689号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年６月18日
関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社スプラッシュ
2．住所　神奈川県横浜市港北区岸根町535番地１ロワール岸根公園306
3．代表者の氏名　代表取締役　大場　隆史
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2294号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年６月18日
関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　ＩＶＣ　Ｊａｐａｎ株式会社
2．住所　東京都千代田区丸の内１－８－３丸の内トラストタワー本館20階
3．代表者の氏名　代表取締役社長　磯貝　陽造
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2487号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年６月18日
関東財務局長　居戸　利明

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１２６号
群馬県安中市原市2717番地１　桜井アパート５号棟
債務者　高木　純一
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３６号
高知県土佐市家俊2066番地６
債務者　尾﨑　　豊
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０９号
仙台市宮城野区蒲生字雑子袋11―５、住民票上の住所仙台市宮城野区福田町１丁目６番10―201号
債務者　佐藤　喜彦
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係